

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 113 条及び第 119 条の規定により、次の機関を特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関の及び技能向上集中研修機関として指定した。

令和 6 年（2024 年）8 月 20 日

北海道知事 鈴木 直道

○指定の種類（（ ）は指定医療機関数）

特定地域医療提供機関（3）	地域の医療提供体制の確保のために医師に長時間労働をさせざるを得ない医療機関
技能向上集中研修機関（1）	一定の期間集中的に長時間労働し技能向上を図る研修医・専攻医のいる医療機関

○特定地域医療提供機関の指定（指定期間：令和 6 年 8 月 20 日から 3 年間）

医療機関名（所在地）	指定の種類	指定事由	指定日
社会医療法人孝仁会 札幌孝仁会記念病院（札幌市）	特定地域医療提供機関	救急医療	令和 6 年 8 月 20 日
市立稚内病院（稚内市）	特定地域医療提供機関	救急医療及び地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療	令和 6 年 8 月 20 日
社会医療法人孝仁会 釧路孝仁会記念病院（釧路市）	特定地域医療提供機関	救急医療	令和 6 年 8 月 20 日

○技能向上集中研修機関の指定（指定期間：令和 6 年 8 月 20 日から 3 年間）

医療機関名（所在地）	指定の種類	指定事由	指定日
市立稚内病院（稚内市）	技能向上集中研修機関	市立稚内病院 臨床研修プログラム	令和 6 年 8 月 20 日

○特定地域医療提供機関・連携型特定地域医療提供機関の評価結果

	指定を受けようとする 特定労務管理対象機関 の種別		医療機関勤務環境評価センターの評価	都道府県による 支援の方針
	指定の種類	指定 事由	評価結果の概要	
社会医療法人孝仁 会 札幌孝仁会記念病 院（札幌市）	特定地域医療 提供機関 （B水準）	救急 医療	労働関係法令及び医療法に規定された 事項について必要な要件を満たしてい る。それ以外の労務管理体制の整備や 労働時間短縮に向けた取組として、医 師の面接指導実施体制が整備されてい るが、医師の勤務計画の作成や労働時 間短縮に向けた研修・周知の実施など が計画段階であることから早期実施に 向けて取組むことが必要である。 労働時間短縮に向けて、自主的な取組 の他、都道府県による必要な支援を講 じられたい。	道においては、 労働時間の短縮 のため勤務環境 改善支援センタ ーを通じて必要 な支援を行うこ ととする。
市立稚内病院 （稚内市）	特定地域医療 提供機関 （B水準）	救急医 療及び 地域に おいて 当該病 院又は 診療所 以外で 提供す ることが 困難な 医療	労働関係法令及び医療法に規定された 事項について必要な条件を満たしてい る。それ以外の労務管理体制の整備や 労働時間短縮に向けた取り組みとして、 医師の面接指導及び就業上の措置 の実施体制が整備されているが、医師 の労働時間短縮に向けた研修の実施な どが計画段階であることから早期実施 に向けて取り組むことが必要である。 労働時間短縮に向けて、さらなる改善 に向けての取組が望まれる。	—
社会医療法人孝仁 会 釧路孝仁会記念病 院（釧路市）	特定地域医療 提供機関 （B水準）	救急 医療	労働関係法令及び医療法に規定された 事項について必要な要件を満たしてい る。それ以外の労務管理体制の整備や 労働時間短縮に向けた取組として、医 師の勤務環境改善への取組の実施はな されているが、医師の勤務計画の作成、 医師の労働時間短縮に向けた研修・周 知の実施、タスク・シフト／シェアの 実施などが計画段階であることから早 期実施に向けて取組むことが必要であ る。 労働時間短縮に向けた自主的な取組の 他、都道府県による必要な支援を講 じられたい。	道においては、 労働時間の短縮 のため勤務環境 改善支援センタ ーを通じて必要 な支援を行うこ ととする。

○技能向上集中研修機関の評価結果

	指定を受けようとする 特定労務管理対象機関 の種別		医療機関勤務環境評価センターの評価	都道府県による 支援の方針
	指定の種類	研修 内容	評価結果の概要	
市立稚内病院 (稚内市)	技能向上集中 研修機関 (C-1水準)	市立稚 内病院 臨床研 修プロ グラム	労働関係法令及び医療法に規定された 事項について必要な条件を満たしてい る。それ以外の労務管理体制の整備や 労働時間短縮に向けた取り組みとして、 医師の面接指導及び就業上の措置 の実施体制が整備されているが、医師 の労働時間短縮に向けた研修の実施な どが計画段階であることから早期実施 に向けて取り組むことが必要である。 労働時間短縮に向けて、さらなる改善 に向けての取組が望まれる。	—